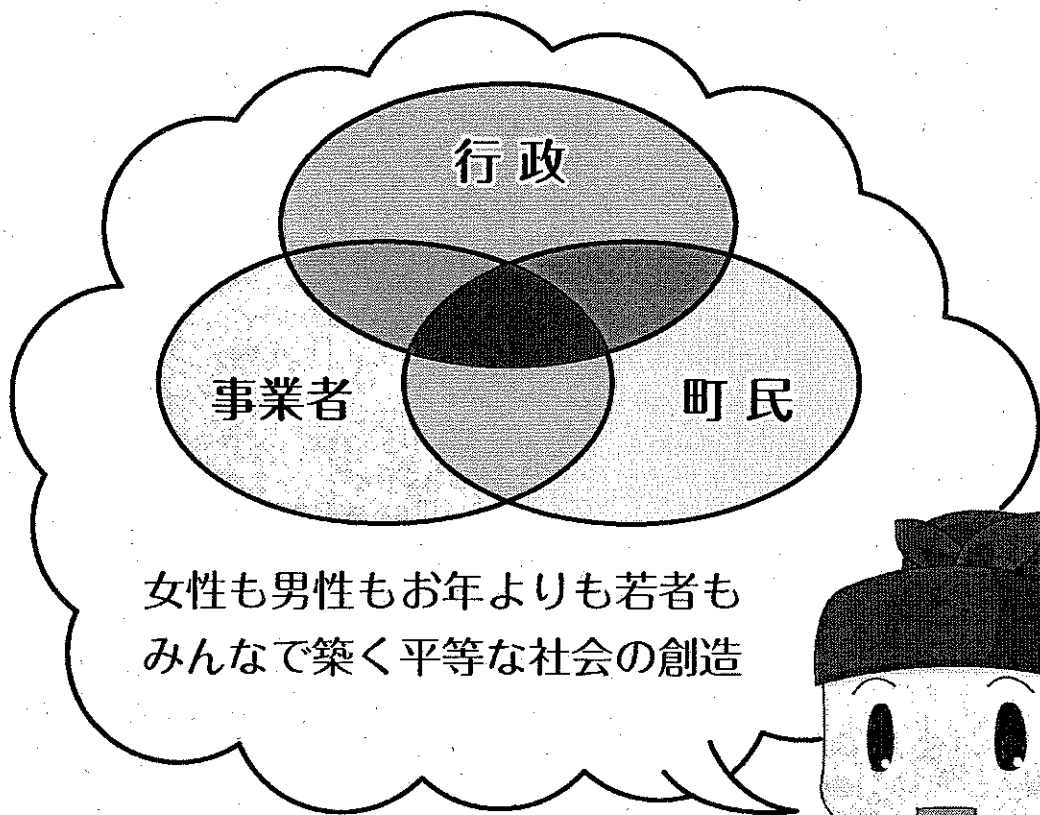


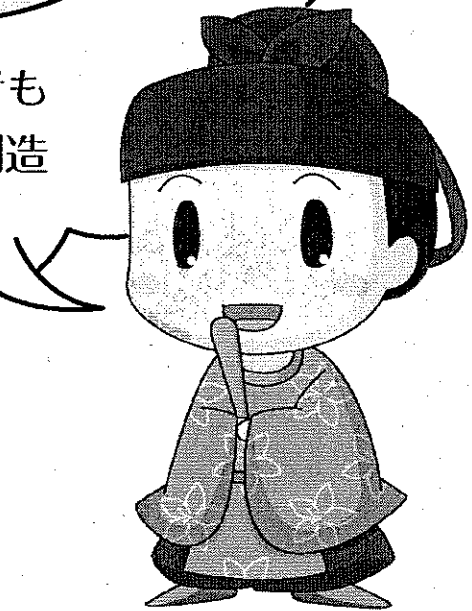
太子町男女共同参画推進計画

～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～

—概要版—



女性も男性もお年よりも若者も
みんなで築く平等な社会の創造



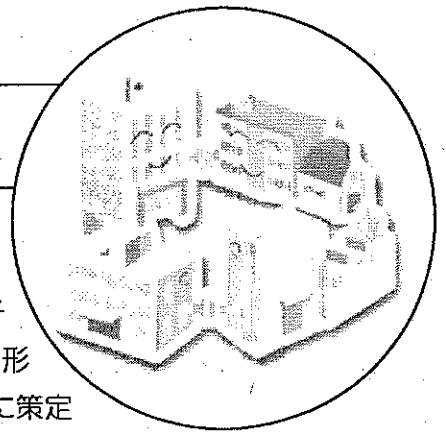
男女共同参画

2010(平成22年)3月23日

大阪府太子町



計画について



◆計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「第4次太子町総合計画」に基づき、太子町における男女共同参画社会の形成に必要な取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき被害者保護のための基本計画として策定したものです。

◆男女共同参画社会とは?

…「男女共同参画社会基本法(平成11年に公布・施行)」において、

男女共同参画社会は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

簡単にいうと、男女共同参画社会とは、女性も男性も一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を最大限に発揮できるような社会であるといえます。

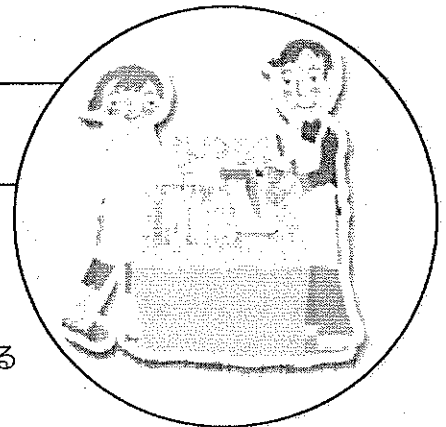
◆計画期間

2010年(平成22年度)を初年度とし、2019年(平成31年度)までの10ヵ年とします。但し、社会情勢などの変化により適宜、内容の見直しを行います。

◆基本理念

“～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～”

太子町男女共同参画推進計画



◆男女平等を実現するための教育・啓発の推進

男女共同参画社会の実現するためには、女性も男性も誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。

学校を始め社会教育の場などあらゆる機会に男女の人権尊重の意識や男女平等意識を育てるための場づくりと、あらゆる機会を通じた意識啓発や広報活動を実施します。

男女共同参画によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

男女共同参画社会を実現していくためには、男性の側の意識改革はもちろん重要ですが、一方では、女性の主体的・自主的な行動が何よりも大切です。そのためには、女性が置かれている現状や、何が女性の進出をさまたげているのかをしっかりと認識し、現状を変えていく力を持つことが重要になります。

就労による男女平等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

女性の就業を促進するためには、男女が共に仕事と家庭、その他の活動の両立を容易にできるよう、育児・介護休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備と保育・介護サービス基盤の充実に努めます。

雇用の分野における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援などを行います。

男女の人権を等しく尊重する政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

伝統的な性別役割分担意識に基づいた文化を、男女共同参画社会という視点から見なおし、新しい文化を創りあげていくことが、21世紀社会の最重要課題です。

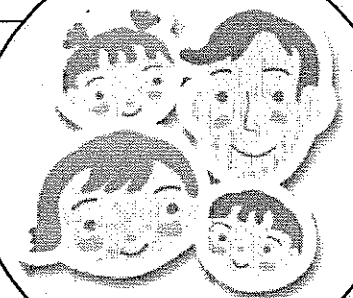
これまでの男性中心の文化を見なおし、次世代育成において、男女平等参画社会をめざす意識づくりを積極的に推進していく必要があります。

男女の健康保持と自立を支援する福祉の充実・・・・・・・・

少子・高齢社会が進む中で、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をめざして、すべての住民が生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるための取り組みを推進します。

住み慣れた地域の中で、高齢者や障がい者が健康で安心し、いきいきとした生活を営むことができるように、様々な福祉施策の充実とともに、誰もが安心して豊かに暮らせる地域づくりを推進していきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の基本計画



男女相互の人権尊重にねざした配偶者からの暴力のない社会の実現

「女性に対する暴力」は、国、民族、女性の置かれた状況を超えて存在することが明らかになり、第4回世界女性会議で採択された行動綱領の戦略目標の1つに、はじめて「女性に対する暴力」があげられました。

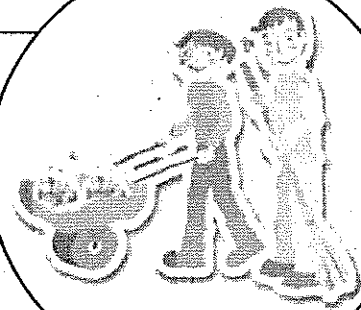
国内では、2008年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の策定等、女性に対する暴力に関する法整備が進みつつあり、こうした新たな法の趣旨に基づいた的確な対応が求められています。

社会のあらゆる暴力をなくすために、女性の意識改革はもとより、男性の意識改革を進めていくことが大切です。

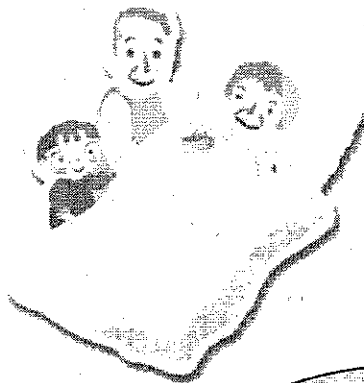
男女共同参画社会を推進するために

男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するためには、基盤となる推進体制をより一層整備・強化し、社会のあらゆる分野において、積極的な男女共同参画への取り組みを進めます。

また、男女共同参画社会の実現は行政だけの問題でなく、太子町に暮らすすべての住民をはじめ、事業者、関係団体、地域等が一体となって推進していくための仕組みづくりが必要です。そのために、職場や地域等においてそれぞれの立場で自主的に男女共同参画の取組みを図ります。



行政



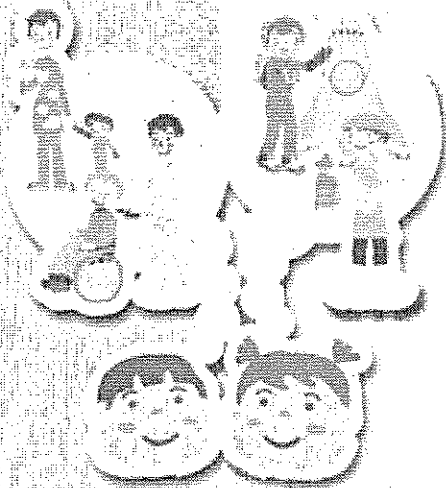
地域住民

教育機関

社会福祉
施設等

各事業者

地域
活動団体



太子町男女共同参画推進計画

平成22年(2010年)3月

発行 太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地